

資料3	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-----	------------------------------------

### 権利擁護部会の開催状況について

#### 1 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること。
  - ・児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例
  - ・児童相談所長が必要と認める事例
  - ・緊急を要する場合で、あらかじめ諮問するいとまがなく事後報告となった事例
- (2) 被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、意見を述べること。
- (3) 児童相談所による立ち入り、調査、質問、並びに一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また、調整が困難な事例について審議し、意見を述べること。
- (5) 措置等に対する子ども本人からの申立てについて審議し、意見を述べること。

#### 2 審議件数等

開催日程	開催回数	審議件数							
		児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例			児童相談所長が必要と認める事例	緊急を要する場合で、あらかじめ諮問するいとまがなかった事後報告となった事例	里親養育専門相談事業への対応	子ども本人からの児童福祉審議会への申立て	計
		法第28条申し立て	親権停止	小計					
令和4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	3	1	3	4	0	0	0	0	4
令和6年度	2	3	0	3	0	0	0	0	3
令和7年度	4	1	1	2	1	0	0	0	3

※令和4年度は令和5年2月1日（児童相談所開設日）から令和5年3月31日の実績

※令和7年度は12月末現在の実績

#### 3 被措置児童等虐待の状況報告件数

年度	受理件数	調査済件数	該当					非該当	判断不可
				社会的養護関係施設	里親等	一時保護施設等	障害児施設等		
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	1	0	0	0	0	0	1	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度	1	1	0	0	0	0	0	1	0

※令和4年度は令和5年2月1日（児童相談所開設日）から令和5年3月31日の実績

※令和7年度は12月末現在の実績